

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個）第 8 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年6月26日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町において、私がもめごとについて私の携帯電話で110番通報した件に関する現場臨場者の警ら日誌を保存年限満了により廃棄したことが分かる文書（以下「本件請求情報1」という。）及び平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇自動車道下り線本線上において、私が事故について私の携帯電話で110番通報した件に関して、（1）対応した警察官の氏名及び職名、（2）現場に臨場した車両の登録番号及び無線呼称番号、（3）現場に臨場した車両の指令受理時間及び現場到着時間、（4）本部指令番号、（5）私と指令センターとの会話の内容、（6）現場臨場者と本部との無線の会話の内容及び（7）本通報の処理が分かる文書を保存年限満了により廃棄したことが分かる文書（以下「本件請求情報2」という。）の開示を請求（以下、本件請求情報1についての請求を「本件請求1」、本件請求情報2についての請求を「本件請求2」という。）した。

2 本件請求1及び本件請求2に対する決定

実施機関は、本件請求情報1及び本件請求情報2について、作成又は取得していないため、平成25年7月9日、自己情報不存在決定（以下、本件請求1についての処分を「本件処分1」、本件請求2についての処分を「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年8月30日、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- （1）作成又は取得していないのなら、もともと開示請求した110番の内容自体あったかなかったか分からないはずであるが、本件処分1及び本件処分2の

前の請求に対する処分では、「保存年限満了により廃棄したため、同内容の文書はない」としており、110番通報の内容の事実があったことを認めているので、廃棄したということが分かる文書があることは明確である。

- (2) 本件処分1に係る理由説明書で、実施機関は、本件請求1について、現場臨場者が所属する〇〇警察署機動警ら係(2号)及び〇〇交番の勤務日誌(平成〇年)を廃棄する際に作成した廃棄文書一覧等の文書を特定し、それらには、個人識別情報の記載がなく、審査請求人の自己情報に該当しなかったという理由で不存在にしたとしている。

しかし、個人情報に記載されていないならば、〇〇警察署機動警ら係及び〇〇交番の勤務日誌についても特定することはできないはずである。

廃棄された文書には、審査請求人が平成〇年〇月〇日に110番通報した件についての記載があったことは確認できているわけだから、廃棄文書一覧等に、個人情報の記載があると考えられる。

また、同理由説明書では、廃棄文書一覧等の文書は自己情報に該当しないと、この説明からだ行政文書開示請求であれば開示される文書であるというようにとれるが、もし、そうであるならば、不開示決定を出した時に、廃棄文書一覧等の文書について、行政文書開示請求をするよう、請求者に教示しなければならないが、それがされていない点についても違法である。

- (3) 本件処分2に係る理由説明書で、実施機関は、本件請求2について、通信室処理票(平成〇年)を含む廃棄一覧が添付された平成〇年2月12日決裁「保存期間が満了した文書等の廃棄について(伺い)」と題した起案文書を特定したが、同文書には、審査請求人の個人識別情報の記載はなく、審査請求人の自己情報に該当しなかったとしているが、個人識別情報がなければ、通信室処理票(平成〇年)すら特定することはできるはずはない。

審査請求人が110番通報したこと自体は確認できている。そして、そのことが記載されていた通信室処理票が存在していたことも確認できていて、それが廃棄されたことが判明しているわけだから、審査請求人の個人情報なしにここまで特定することは不可能である。そうすると、審査請求人の個人情報の記載された文書が存在していることは間違いない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報

条例第2条第2項は、「『個人情報』とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定している。

条例の解釈運用基準によると、「特定の個人が識別され、又は識別され得る」とは、氏名、生年月日、住所等の個人に関する情報から当該情報の本人である特定の個人が誰であるかが直接識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。すなわち、個人情報であるためには、個人識別情報であることが必要である。

2 自己情報不開示決定(不存在)とした理由

- (1) 廃棄に係る手続について

広島県警察は、保存期間が満了した文書を廃棄する場合、「文書の適正な保管管理の徹底について（通達）」（平成16年6月11日付け広総務第679号。以下「文書管理通達」という。）に基づき「廃棄一覧」を作成することとなっている。

(2) 本件処分1について

実施機関は、本件請求1について、現場臨場者が所属する〇〇警察署機動警ら係（2号）及び〇〇交番の勤務日誌（平成〇年）を廃棄する際に作成した廃棄文書一覧等の文書（以下「本件廃棄文書一覧」という。）を特定した。

しかしながら、同文書は、審査請求人本人が識別され、又は識別され得る個人識別情報の記載はなく、審査請求人の自己情報に該当しなかった。

したがって、実施機関が、自己情報不開示決定（不存在）をしたことは妥当である。

(3) 本件処分2について

実施機関は、本件請求2について、通信室処理票（平成〇年）を含む「廃棄一覧」が添付されていた平成〇年2月12日決裁「保存期間が満了した文書等の廃棄について（伺い）」と題した起案文書（以下「本件廃棄起案」という。）を特定した。

しかしながら、同文書は、審査請求人本人が識別され、又は識別され得る個人識別情報の記載はなく、審査請求人の自己情報に該当しなかった。

したがって、実施機関が、自己情報不開示決定（不存在）をしたことは妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分1の妥当性について

審査請求人は、別の自己情報開示請求において、自らが110番通報した事案が記載されている警ら日誌の開示を請求（以下「別件請求1」という。）したところ、実施機関が「保存年限満了により廃棄したため」不存在であると決定したことから、当該文書を廃棄したことが分かる文書があることは明白であり、また、廃棄された文書に審査請求人に係る記載があったことは確認できていたのであるから、本件廃棄文書一覧に審査請求人の個人情報の記載があったと考えられる旨主張する。

諮問実施機関によると、110番通報により事案対応した場合は、必ず当該事案の対応状況を勤務日誌に記載するということである。そうすると、〇〇警察署が審査請求人に係る勤務日誌を確認できなくても、別件請求1のあった時点で平成〇年〇月〇日分を含む平成〇年に作成した勤務日誌は保存年限満了により一括して廃棄されていたため、別件請求1に対して、当該勤務日誌は「保存年限満了により廃棄したため」不存在であると判断したと考えられる。

〇〇警察署においては、文書管理通達に基づき、文書を廃棄する際には廃棄文書一覧を作成している。当審査会において、本件廃棄文書一覧を見分したところ、平成〇年の「勤務日誌」が廃棄文書に含まれていたものの、その中に審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれていなかった。

したがって、本件廃棄文書一覧が本件請求情報1に該当するとは認められず、実施機関が、本件請求情報1について、不存在を理由に不開示とした決定は妥

当である。

2 本件処分2の妥当性について

審査請求人は、別の自己情報開示請求において、自らの110番通報に関して対応した警察官の氏名等が分かる文書の開示を請求（以下「別件請求2」という。）したところ、実施機関が110番通報を受けた際に作成する「平成〇年〇月〇日付け警察署通信室処理票」（以下「別件通信室処理票」という。）を「保存年限満了により廃棄したため」不存在であると決定したことから、別件通信室処理票を廃棄したということが分かる文書があることは明白であり、本件廃棄起案に個人識別情報がなければ、通信室処理票すら特定できないはずである旨主張する。

諮問実施機関によると、110番通報を受けた際は、必ず警察署通信室処理票を作成するということである。そうすると、実施機関の高速道路交通警察隊が別件通信室処理票を確認できなくても、別件請求2のあった時点で別件通信室処理票を含む平成〇年に作成した通信室処理票は、保存年限満了により一括して廃棄されていたため、別件請求2に対して、別件通信室処理票は「保存年限満了により廃棄したため」不存在であると判断したと考えられる。

高速道路交通警察隊においては、文書管理通達に基づき、文書を廃棄する際には廃棄一覧を作成している。当審査会において、廃棄一覧が添付されている本件廃棄起案を見分したところ、平成〇年の通信室処理票が廃棄文書に含まれていたものの、その中に審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれていなかった。

したがって、本件廃棄起案が本件請求情報2に該当するとは認められず、実施機関が、本件請求情報2について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 10. 3	・ 諮問を受けた。
25. 10. 4	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 11. 14	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 11. 15	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 12. 17	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 12. 18	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 6. 24 (平成 26 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授